

策定された条例施策推進方針と今後の取り組み

20250310 川田

吹田市手話言語等促進条例 ⇒「等」の意味するもの

○「吹田市手話言語の普及 及び 障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」

【障がい者支援プランとも整合性を持ちながら検討】と吹田市

まず手話言語の普及が先頭を切りつつ、

視覚障がい者への音声読み上げソフトなどの不備

脳性まひによる発語障害

への対応(肢体不自由

脳性まひの子どもには、ことばの理解・記憶の部分に困難がある場合もありますが、同時に、運動まひとしての問題、つまり、発語するための口唇の動き、顎、舌の動き、呼吸との調節などに困難さがあることが特徴です。それは、摂食機能、つまり栄養摂取の困難さとして最初にあらわれます。大阪発達総合療育センターHP より

ろう者のなかでの世代交流を盛んにしよう

視覚障がい者や脳性まひ等による言語障害者にも、意思疎通手段の利用を促進しよう

発達障害者や日本語がわかりづらい人々ともコミュニケーションを図ろう

⇒手話言語が持っている、表現力や伝えようとするハートが可能にしてくれる！

吹田のめざすインクルーシブな街

「本市は、手話への理解を促進し、手話を始めとする多様なコミュニケーションのための手段の利用しやすい環境を整備することにより、障害者の社会参加を促進し、全ての市民が、相互に一人ひとりの人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。」

令和 5 年 10 月 19 日条例第 23 号 前文 29 行～

参考：文部科学省 次期学習指導要領改訂への作業部会資料 R7.1.30 より

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針【抜粋】
(平成27年文部科学省告示第180号)

合理的配慮に当たり得る配慮の例

- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、カラーユニバーサルデザインに配慮した資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に両方に配慮した情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える、活動や場所の手がかりとなるものを示す等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にふりがなを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータ等を事前に渡すこと。
- 知的障害のある児童生徒等に対し、抽象的な言葉や文章を説明する際、絵カード、文字カード、ICT 機器等、分かりやすい教材・教具に代えて行うこと。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験において読みやすい字体による資料を作成したり、タブレット端末等の ICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問で行ったりすること。
- 障害の特性等により人前での発表が困難な児童生徒等に対し、必要に応じて代替措置としてレポートを課すことや、児童生徒等が自らの発表を録画したものを発表用資料として活用すること。